

申請

戦没者などのご遺族の皆さまへ  
第11回特別弔慰金の請求終了まで  
残り1年です！(令和5年3月31日まで)

令和2年4月から請求が始まった戦没者などの遺族に対する特別弔慰金の請求終了まで、残り1年となりました。手続き忘れがないようご注意ください。

請求できるかどうか不明な場合や前回請求者が死亡した場合などの相談も受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

- 請求できる方=戦没者などの死亡当時のご遺族に限ります。ただし、戦没者などとの続柄により請求できる順位や条件があります。
- 支給内容=額面25万円、5年償還の記名国債
- 請求期限=令和5年3月31日(金)まで
- 請求窓口=市総合保健福祉センター1階 福祉事務所社会福祉係
- 必要なもの=身分証明書、印鑑、請求者の戸籍抄本など

※初めて請求される方や代理人が請求される場合は、条件や別途必要書類がありますので、お問い合わせください。

※第11回特別弔慰金は、令和2年4月1日から令和5年3月31日の間に1回請求する事により、令和3年から令和7年までの5年間、1年につき5万円の国債の受け取りが可能となります。ただし、請求日から国債受け取りまでに、一年以上掛かります。

※令和2年4月以降に、市総合保健福祉センター・市役所・各支所での請求がお済みの方につきましては、現在、国債が届いている方から、順次、文書による案内を行い、国債をお渡ししております。お手元に国債交付の案内が届いていない方は、案内がお手元に届くまでお待ちください。

☎ 福祉事務所社会福祉係  
☎ 72 - 1123 (内線580)

福祉

手話について  
知っていますか？  
手話とは？～目で見ても話さず言語です～

手話は、手や指の動き、表情など視覚を使って会話をするものです。これは、耳が聞こえる人が音声を使って会話をする日本語や英語などと同様に言語であり、国際的に認められています。

■聴覚障がい者について知っていますか？

ろう者：音声言語の獲得以前から重度の聴覚障がいがあり、主に手話でコミュニケーションをする方です。  
中途失聴者：音声言語の獲得後に、病気などによって耳が聞こえにくくなった方のことです。

■聴覚障がい者が困るとき

- ・病院や銀行、商業施設などで、呼び出しや放送が聞こえない。
- ・外見では分かりにくいいため、声をかけられても気付かずに相手から無視されたと誤解を受ける。
- ・自動車のクラクションが聞こえない。

- ・災害時に情報を得るのが遅れる。
- ・複数人での会話では、相手の口の動きが見えづらく理解がしにくい。

■接し方のポイント

耳の聞こえない方全員が手話を使えるとは限りません。もし、相手が耳が聞こえないと思ったら、手話だけでなく、残っている聴力、口の動きや表情などコミュニケーションに役立つ手がかりを探ることが大切です。

■手話以外のコミュニケーション

- ・筆談：紙に文章を書くことで会話を進行。分かりやすく端的に書く。
- ・空書：空間に指で書いて会話を進行。画数が少なく、分かりやすいものを選ぶ。
- ・口話：口を動かすことで相手に内容を伝える。ゆっくりと大きく動かす。
- ・その他：ジェスチャーや図を利用して会話を成立させる。

■全ての方々へ

耳が聞こえない方だけでなく、全ての方が手話について興味を持ち、生活の中で使えるようになれば、コミュニケーションの輪が広がります。皆さまも手話を活用し、豊かな共生社会をつくりましょう。

手話について興味を持たれた方は、市内にある「手話サークルイルカ」で一緒に手話について学んでみませんか？

■申問手話サークルイルカ

- 場所=市総合保健福祉センター
- 日時=毎月第2・4木曜日 午後7時～午後8時半
- 内容=手話の勉強(あいさつ、日常会話、指文字など)

☎ 090 - 1926 - 8707 (会長)



福祉 令和4年4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当の額が変わります

児童扶養手当・特別児童扶養手当は、消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する「物価スライド制」が採られています。消費者物価指数の変動に伴い、令和4年度の手当額は0.2%引き下げとなります。

<令和4年度の手当額(月額)>

手当名		令和4年3月分まで	令和4年4月分から
児童扶養手当	各々本体額	全部支給	4万3,160円
		一部支給	4万3,150円～1万180円
	第2子加算額	全部支給	1万190円
		一部支給	1万180円～5,100円
第3子以降加算額	全部支給	6,110円	
	一部支給	6,100円～3,060円	
特別児童扶養手当	1級	5万2,500円	
	2級	3万4,970円	

☎ 福祉事務所こども政策係・自立支援係 ☎ 72 - 1123 (内線506・503)

申請

事業復活支援金のお知らせ

国では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業の継続・回復を支援するための支援金を創設し、現在、申請受け付けを行っております。

●対象者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小法人・個人事業者
- ②2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して、50%以上または30%以上50%未満減少した中小法人・個人事業者

●申請期間

令和4年1月31日(月)～5月31日(火)

☎ 事業復活支援金事務局申請者専用相談窓口

☎ 0120 - 789 - 140 (携帯電話からもつながります)  
☎ 03-6834-7593

(IP電話などからの問い合わせ先)

※通話料がかかります。

※詳細については、インターネットで「事業復活支援金」と検索してください。

申請

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の手続き延長のお知らせ

この「傷病手当金」は、新型コロナウイルス感染症への感染などによる病気休業により、収入の減少があった世帯の生活を保障するための給付金です。対象期間が3カ月延長されましたのでお知らせします。

●対象期間

令和2年1月1日～令和4年6月30日(木)(今後さらに変更になる場合があります)

●対象者

給与と収入のある国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱などの症状があり感染が疑われる方

●支給要件

新型コロナウイルス感染症に感染などの理由により仕事ができず、収入が減少した場合。

●支給金額

労務に服していれば本来受給できた給与と収入の3分の2にあたる額を傷病手当金として支給  
※詳しくは電話にてお問い合わせください。

☎ 医療介護課医療保険係

☎ 72 - 0333 (内線513)